

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 7 号  
2 0 1 7 年 8 月 1 8 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 「名古屋車両所からの落下物」に関する申し入れ

J R 東海 H P によると、8 月 9 日 1 4 時 2 0 分頃、東海道新幹線名古屋車両所に隣接する一般道路を通行された方から落下物を拾得している旨の申告があったことが明らかにされている。調査の結果、8 月 7 日 1 8 時 2 4 分頃、検修庫西端サービスデッキへのスロープに取り付けていた看板であることが判明したとのことである。

当日、台風 5 号の強風による影響だったとはいえ、かかる事態による負傷者等は運良く発生していないが、発見者が近隣住民であることや、J R 東海において事前に発見、又は、発生以前に万全の対策ができていない事など重大な問題である。また、労働組合への説明も一切ない。安全、労働組合軽視であり東海道新幹線の安全性に対する信頼・信用を揺るがしかねない重大な事態と考える。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

### 記

1. かかる事態について、労働組合への説明が一切なかったことに対し強く抗議する。なぜ労働組合への説明を一切行わなかったのか明らかにすること。
2. 8 月 7 日に発生した事象に対する J R 東海会社の見解をそれぞれ明らかにすること。
3. 8 月 7 日に発生した事象の詳細で J R 東海 H P で公開されている事柄以外に明らかになった事柄があれば明らかにすること。
4. 今回発生した事象の原因について、台風 5 号の強風により看板の固定紐及び針金が切れたためと発表されているが、看板は、サービスデッキへのスロープにどのように取り付けていたのか具体的に明らかにすること。
5. 今回の事象が発生した個所と同じ仕様の構造物についての点検は名古屋車両所だけでなく他の会社施設に対しても行ったのか明らかにすること。行っていないとすれば早急に点検を行うこと。また点検を行っていればその結果について明らかにすること。

6. 再発防止対策について明らかにすること。

以上